

平成29年度税制改正要望事項一覧

【金融庁】

(単位:百万円)

		項 目 名 (税 目)	平年度の 減収見込額	制度自体 の減収額	改正 増減収額
単独要望の事項					
1	新設・ 拡充 ・延長	少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善 (所得税)	▲114,894	▲131,000	▲20,000
2	新設 ・拡充・延長	上場株式等の相続税評価の見直し等(相続税)	-	-	-
3	新設 ・拡充・延長	外国子会社合算税制(CFC税制)の抜本的見直し(法人 税)	-	-	-
4	新設・ 拡充 ・延長	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引 下げ(法人税)	▲7,558	-	-
5	新設・拡充・ 延長	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒 久化(法人税)	-	▲6,100	-
6	新設・拡充・ 延長	金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措 置の延長(登録免許税)	-	-	-
7	新設・ 拡充 ・延長	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の 引上げ(法人税)	▲25,990	-	-
8	新設 ・拡充・延長	信託受益権の質的分割に係る所要の措置(所得税、法人 税、相続税、消費税)	-	-	-
9	新設・ 拡充 ・延長	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ(相続税)	▲7,041	-	-
10	新設 ・拡充・延長	非永住者の課税所得の範囲の見直し(所得税)	-	-	-
11	新設 ・拡充・延長	「仮想通貨」に係る消費税に関する整理(消費税)	-	-	-
12	新設 ・拡充・延長	証券口座等に係る投資家の利便性向上のための措置 (所得税)	-	-	-
13	新設 ・拡充・延長	受取配当等の益金不算入制度の見直し(法人税)	▲749	-	-
14	新設・ 拡充 ・ 延長	投資法人に係る税制優遇措置の延長及び拡充(法人税)	-	▲62,100	-
小計			▲156,232	▲199,200	▲20,000
共同要望で主管省庁となる事項					
15	新設 ・拡充・延長	金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲 の拡大)(所得税)(農水省、経産省)	▲17,200	-	-
16	新設・ 拡充 ・延長	クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に係る税制の 見直し(所得税、法人税)(財務省)	-	-	-
17	新設 ・拡充・延長	熊本地震の被害等を踏まえた貸付けに係る印紙税の免 除措置(印紙税)(内閣府)	-	-	-
18	新設 ・拡充・延長	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し (所得税、法人税)(国交省)	-	-	-
小計			▲17,200	-	-

共同要望で主管省庁ではない事項

19	新設・拡充・延長	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃(法人税)(厚労省主担、金融庁・財務省・総務省・農水省・経産省・文科省共同要望)	-	-	-
20	新設・拡充・延長	投資法人(Jリート)等が取得する不動産に係る特例措置の延長及び拡充(登録免許税)(国交省主担)	-	-	-
21	新設・拡充・延長	土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長(登録免許税)(国交省主担)	-	▲76,000	-
22	新設・拡充・延長	不動産特定共同事業法における新たな事業類型の創設に伴う登録免許税の特例措置の新設(登録免許税)(国交省主担)	▲76	-	-
23	新設・拡充・延長	相続税に係る国際的な二重課税の排除(相続税)(経産省主担)	-	-	-
24	新設・拡充・延長	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予・免除(相続税、贈与税)(中企庁主担)	-	▲220	-
25	新設・拡充・延長	教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の拡充(贈与税)(内閣府主担、金融庁・文科省・厚労省共同要望)	-	-	-
小計			▲76	▲76,220	-

合 計

平年度の 減収見込額	制度自体 の減収額	改正 増減収額
▲ 173,508	▲ 275,420	▲ 20,000